附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

十二　ドレッシング類の表示に関する公正競争規約（平成十九年公正取引委員会告示第十一号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、ドレッシング類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （違反に対する措置） **第12条**　（略） 2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3　公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 （規則の制定） **第14条**　（略） 2　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第1項の規定に基づき、ドレッシング類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。 （違反に対する措置） **第12条**　（略） 2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3　公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。 （規則の制定） **第14条**　（略） 2　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○財務省告示第二百五十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年七月五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年八月四日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号	国庫短期証券（第百十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法 イ　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額 イ　価格競争入札発行	額面金額で四兆七千九百五十一億二千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で三千八十八億円
七　払込金額 イ　価格競争入札発行	四兆七千九百三十六億八千九百九十五万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	三千八十七億七百九十七万七千六百円
八　最低額面金額	千万円
九　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日	平成二十二年七月五日
十一　発行価格 イ　価格競争入札発行	額面金額百円につき九十九円九十七銭以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額百円につき九十九円九十七銭二毛
十二　償還期限	平成二十二年十月四日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額	額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所	日本銀行
十五　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日	平成二十二年七月五日

○財務省告示第二百五十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年七月九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年八月四日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号	国庫短期証券（第百十九回）
二　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。